

岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩倉市文化財保護条例（昭和52年岩倉市条例第22号）第10条ただし書きの規定に基づき岩倉市指定文化財である山車（以下「文化財山車」という。）の修復修理事業に要する経費を補助し、もって本市における文化財の愛護啓もうを図り、ふるさとの活性化を目的とする。

(補助対象)

第2条 市は、文化財山車の修復修理事業を行う所有者及び管理者に対し、その修復修理事業に要する経費の一部を補助することができる。

(補助金額)

第3条 市の行う補助は、予算の範囲内で2分の1以内とし、その補助の交付限度額は1,000万円とする。

(補助申請)

第4条 所有者及び管理者は、文化財山車の修復修理事業に要する経費について市の補助を受けようとする場合は、市長に岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金交付申請書（様式第1）に岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金に係る収支予算書（様式第2）、岩倉市指定文化財山車修復修理事業計画書（様式第3）、事業費見積書の写し及びその他参考となる資料を添えて、提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を申請人に岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金交付決定通知書（様式第4）により通知しなければならない。

2 前項の審査にあたり、次の事項に反するときは、補助金の交付申請を却下することができる。

- (1) 補助金の交付が法令及び予算の定めるところに適合すること。
- (2) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
- (3) 金額の算定が的確であること。
- (4) 所有者及び管理者に補助事業の遂行能力があること。

(補助金交付の修正決定)

第6条 補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付の申請に係る事項について修正をし交付の決定をすることができる。

2 前項の決定をする場合は、その申請に係る当該補助事業の遂行を不当に困難にさせてはならない。

(補助金の請求)

第7条 補助金交付の申請をした者は、補助金交付の決定通知に基づき、指

定の期日までに岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金請求書（様式第5）又は岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金分割請求書（様式第5-1）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 申請者から補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

（補助金の分割交付）

第9条 補助事業の目的及び内容により補助金の執行を期するため、補助事業の実施計画を勘案し、補助金を分割して交付することができる。

（事情変更による決定の取消）

第10条 補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、当該補助金に係る補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助金交付決定の取消）

第11条 申請者が補助金を他の用途へ使用し、又は交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第12条 補助金の交付決定を取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその補助金を岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金返還請求書（様式第5-2）により返還させるものとする。

（実績報告）

第13条 申請者は、補助事業が完了したとき、岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金実績報告書（様式第6）、岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金に係る実績報告書（様式第7）及び岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金に係る事業費（様式第8）に参考になる書類を添えて、翌年の4月末日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第14条 前条の実績報告書が提出されたときは、書類等の審査及び必要に応じて行う調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の目的及び内容に適合し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助金の交付を受けた者に岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金確定通知書（様式第9）をする。

（指導及び検査）

第 15 条 補助金の予算執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業が効果的に実施されるよう適時指導するとともに、その内容について検査をすることができる。

(適用除外)

第 16 条 補助金の交付目的及びその内容により、この要綱によりがたく、かつ合理的でないと認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの適用を除外することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(補助額の特例)

2 第 3 条の規定による市の行う補助については、第 3 条の規定にもかかわらず、平成元年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 31 日までに市の行う補助額は予算の範囲内で、10 分の 9 以内とし、その補助の交付限度額は 1,000 万円とする。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者
住 所
氏 名

年度岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金交付申請書

岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業計画

（1）事業名

（2）事業の目的

（3）事業費の総額 円
（うち補助金申請額 円）

2 添付書類

（1）事業費見積書（写）

（2）事業費収支予算書（様式第2）

（3）事業計画書（様式第3）

（4）その他参考となる資料

様式第2（第4条関係）

年度岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金に係る
収支予算書

1 歳入

区 分	金 額（円）	説 明
合 計		

2 歳出

区 分	金 額（円）	説 明
合 計		

様式第3（第4条関係）

年度岩倉市指定文化財山車修復修理事業計画書

1 事業の目的

2 事業の概要

3 事業計画

実施予定年月日	事業名	事業内容	備考

様式第4（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

印

年度岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請の岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金については、岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付する。

記

- 1 補助金交付金額 金 円
- 2 補助条件 補助事業以外に使用しないこと。

様式第5（第7条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

請求者

住 所

氏 名

年度岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金請求書

年 月 日付け 発第 号で交付決定のあった岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金を交付してください。

記

1 事業名

2 補助金請求額 金 円

振込先

金融機関名

種 類

口座番号

口座名義

年 月 日確認

様式第5-1（第7条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

請求者
住 所
氏 名

年度岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金分割請求書

年度岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金を次のとおり請求します。

記

総請求金額 円

（今回請求額 円）

（次回請求額 円）

様式第5-2 (第12条関係)

第 年 月 日
号 日

様

岩倉市長 印

年度岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金返還請求書

年度岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金を次の理由により返還して下さるようお願いいたします。

記

1 返還理由

2 返還金額 金 円

3 返還期限 年 月 日

様式第6（第13条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者

住 所

氏 名

年度岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金に係る事業が完了したので、岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 金 円

2 添付書類

- (1) 実績報告書（様式7）
- (2) 事業費収支精算書（様式8）
- (3) その他参考になる書類

様式第8（第13条関係）

年度岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金に係る事業費収支
精算書

1 歳入

区 分	金 額（円）		未収入額 （円）	説明
	当 初	収入済額		
合 計				

2 歳出

区 分	金 額（円）		未支払額 （円）	説明
	当 初	決算額		
合 計				

様式第9（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

印

年度岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金については、岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

1 補助金の確定額 金 円